

## 【貸与型奨学金】

# 令和7年度 日光市奨学生募集要項

## 【高等学校生・高等専門学校生等】

日光市では、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難な方に対して、教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的として修学に必要な学資の一部を**無利子で**貸付しています。

日光市の奨学金制度は、以前奨学生であった方からの償還金を次の奨学生に貸与することにより成り立っています。奨学金の貸与終了時には、次の奨学生のために適切な償還計画を立て、円滑に償還していただきますようお願いします。

## I 申請～決定

### 1 申込要件

日光市奨学金の貸付を受けようとする方は、次の要件を備えていなければなりません。

- (1) 保護者が市内に居住していること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校・高等専門学校又はこれと同等の学校に在学していること。
- (3) 学業成績が優秀で、健康であること。（P5「日光市奨学生認定基準」を参照）
- (4) 経済的理由により修学が困難であること。（P5「日光市奨学生認定基準」を参照）
- (5) 確実な連帯保証人（※）を付すこと。

※連帯保証人は、独立の生計を営んでいて、奨学生本人・保護者と別世帯の方、かつ、弁済の資力を有する（奨学生本人が償還完了するまでの確実な保証能力がある）と認められる方です。

- (6) 保護者、連帯保証人ともに市税の滞納がないこと。

◎ 他の奨学金と併用することもできます（ただし、併用先の奨学金が併用を認めていない場合は、併用できません）。

### 2 奨学金の受付期間、貸付額等

	修学資金	入学一時金
受付期間	令和6年10月1日(火)～随時 ※令和7年4月末日までに貸付希望の方は、 <u>3月14日(金)までに申請してください。</u> * 家計急変などにより修学が困難になった場合、年度途中でも申請を受け付けます。問い合わせ先にご相談ください。 * 5月以降の申込の場合、申込月から貸付の対象になります。	令和6年10月1日(火)～7年3月14日(金) ※令和7年3月末日までに貸付希望の方は、 選考の都合上、 <u>2月14日(金)までに申請してください。</u>
貸付額等	①自宅通学 月額:20,000円 ②自宅外通学 月額:20,000円 又は 30,000円から選択	・100,000円以内

利子	無利子	
貸付期間	在学する学校の正規の修学期間	
貸付方法及び時期	令和7年4月上旬に <u>在学証明書を提出</u> いただき、在学状況を確認した後分割して貸付します。 ※貸付決定から振込まで約1ヶ月かかります。 ※貸付時期は四半期(3ヶ月分)と半期(6ヶ月分)のいずれかを選択いただきます。	通常は修学資金と併せて4月に貸付しますが、3月末日までに貸付を希望される場合は、貸付決定後に随時貸付します。 ※貸付決定から振込まで約1ヶ月かかります。

### 3 申 請

#### ◆ 申請時提出書類 ◆

- ① 奨学金貸付申請書(様式第1号) 連帯保証人2名(内1名は保護者)・・・1通  
\*記入例を参考にご記入ください。
- ② 卒業中学校長又は在学校長の推薦調書(様式第2号)・・・1通  
\*様式が添付されていますので、卒業中学校又は現在在学している学校へ作成依頼してください。  
(未開封のもの。開封したものは無効)
- ③ 合格通知書(写し)(在学中の方や4月以降申請の方は「在学証明書(原本)」)・・・1通  
\*申請時に合格通知書(写し)を提出いただいた場合、貸付決定後、4月上旬に改めて「在学証明書」を提出していただきます。
- ④ 住民票(写し)【市民課発行】・・・1通  
\*世帯全員、続柄記載のもの(本籍地の記載は不要です)
- ⑤ 所得証明書【税務課発行】・・・1通  
\*所得証明書については、申請書添付用の様式に記入例を参考に必要事項をご記入のうえ、税務課(本庁舎2階)の証明を受けてください。  
\*両親がいる世帯の場合は父と母、母子又は父子世帯の場合は、母又は父、父母に代わる人が家計を支えている場合は、その方の証明を受けてください。

奨学金の申請日が令和7年6月30日までの場合は令和5年中の所得証明書、  
令和7年7月1日以降の場合は令和6年中の所得証明書をご用意ください。

- ⑥ 連帯保証人が「市外」の方の場合は、お住まいの自治体で市税の完納を証明する書類を取得し、合わせて提出願います。(※不明な点は下記にお問合せください)

#### ◆ 提出先(お問い合わせ先) ◆

〒321-1292 日光市今市本町1番地 日光市役所東庁舎2階  
日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育総務係  
☎ 0288-21-5181 土・日・祝日を除く  
午前8:30~午後5:15まで

申請の際には必ず「奨学金を受けようとする者(奨学生本人)」と「保護者」の2名で学校教育課へお越しください(郵送不可)。

※上記時間内にお越しになれない場合は、ご相談ください。

奨学金は、貸与を受けた学生本人が、将来にわたって返還していくものです。  
申請にあたっては、ご家庭や学校等で十分ご相談ください。

#### 4 選考方法及び決定

日光市教育委員会事務局において、所得状況、推薦調書等を審査し、市長が決定します。

#### 5 審査結果の通知

選考結果は、「貸付決定通知書」により通知します。なお、この時点では手続きは完了しておりませんので、ご注意ください。次項6の書類の提出をもって手続きが完了⇒貸与開始となります。

#### 6 貸付決定後

奨学金貸付決定通知を受けた方は、指定する期限までに次の書類を学校教育課へ提出してください。（提出書類の詳細については選考結果通知の際にお知らせします。）

◆貸付決定後提出書類◆ ※提出された書類はお返しできません。

- ① 「誓約書」（様式第4号）
- ② 「在学証明書」（令和7年4月1日以降に発行されたもの）
- ③ 保護者及び連帯保証人の「印鑑登録証明書」（令和6年10月1日以降に発行されたもの）
- ④ 「支払金口座振替依頼書」

※上記のほか、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。書類の提出が確認された後、貸与開始となりますのでご注意ください。

## II 貸付中

1 在学証明書の提出 ※提出された書類はお返しできません。

奨学生は、貸与期間中、毎年「在学証明書」を学校教育課に提出していただきます。（貸与中の年度末に依頼）提出されない場合、あるいは奨学生として適当でない認められた場合は、貸与の一時停止又は廃止をすることがあります。

2 奨学金貸与の停止又は取り消し

奨学生が次に該当するときは、奨学金の貸与停止又は決定を取り消します。

- 疾病等により休学し、又は退学したとき。
- 転学又は転校したとき
- 学業成績又は素行が著しく不良となったとき。
- 奨学金の貸付けを受ける必要がなくなったとき。
- 奨学金の貸付けを受ける要件を欠くに至ったとき。

※退学等、奨学金の貸付を受ける要因を欠いた場合には、奨学金を一括償還していただきます。

3 貸付中等の届出等

奨学金の貸付中に次のような異動があった場合には異動届（様式第5号）を提出してください。

- 休学、復学、転学、退学、辞退した場合
- 奨学生、保護者、連帯保証人の住所、氏名の変更があった場合
- 連帯保証人の変更があった場合

### Ⅲ 償 還

#### 1 償還方法及び期間

奨学金の貸付を受けて修学している学校を卒業した日後1年を経過した日の属する月の翌月から起算して貸付期間の3倍に相当する期間内に、年賦、半年賦、又は月賦により奨学金を償還しなければなりません。ただし、償還期間を短縮して償還することもできます。

例:高等学校(全日制課程・3年制)を卒業した場合



◎奨学金の返還を正当な理由無く遅延した場合、連帯保証人への連絡や請求を行い、年14.6%の延滞利息や奨学金の一括償還を請求します。

#### 2 償還手続き

奨学金貸付終了の際に、奨学生、保護者、連帯保証人と連署のうえ、「奨学金借用証書兼返還明細書」（様式第6号）を提出していただきます。

借用証書は、返還開始日の前年度（据置期間中）の10月頃にお手元に届くよう送付いたしますので、必要事項を記入のうえ指定の期限までにご提出ください。

#### 3 償還猶予

卒業後、さらに上級の学校へ進学したとき、疾病、その他正当な理由により奨学金の返還が困難になったと認めた場合には、一定の期間返還を猶予することができます。別途申請が必要となりますので、学校教育課に御連絡ください。

#### 4 奨学金の返還免除

奨学生が在学中又は奨学金の償還完了前において死亡、または心身障害等の特別な事由が生じた場合には、奨学金の一部もしくは全部の返還を免除、または返還期間の延長を認める場合があります。

#### ◆変更の届出等◆

次のような変更があった場合には「異動届」（様式第5号）を提出していただきます。また、異動届のほかに提出いただく書類がある場合がございますので、事前に学校教育課にご確認ください。

- 奨学生、保護者、連帯保証人の住所、氏名の変更があった場合
- 連帯保証人の変更があった場合

※その他、返還途中での繰り上げ返済や返還金額の増額・減額に関する相談も承っております。書類の提出が必要となる場合がありますので、学校教育課まで御連絡ください。

## 日光市奨学生認定基準(高等学校生・高等専門学校生等)

### 1. 「学業成績が優秀で、健康であること。」

#### (1) 認定基準

学習活動その他の品行が正しく健康で、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある人。

### 2. 「経済的理由により修学が困難であること。」

#### (1) 認定基準

本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の前年中の認定所得金額が、表1の所得基準額以下である人。

※認定所得金額とは

父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額(給与所得の場合は表3に掲げる計算式により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費(売上原価、営業経費)を差し引いた金額)から、表2の特別控除額を差し引いた金額。

表1 所得基準額表

世帯人数	所得基準額(円)
1人	2,120,000
2人	3,800,000
3人	4,730,000
4人	5,150,000
5人	5,700,000
6人	6,080,000
7人	6,350,000
7人を超える場合	人員が1人増すごとに 250,000 円を、世帯人数 7 人の 収入基準額(6,350,000 円)に加算

【注1】給与所得の場合、次により計算する。

認定所得金額＝表3により求めた所得額－表2の控除額  
(収入金額及び所得額は、1万円未満を切捨てて計算する。)

【注2】給与所得以外の場合は、次により計算する。

認定所得金額＝収入金額から必要経費(売上原価、営業経費)を差し引いた金額－表2の控除額

表2

## 特別控除額表

控除額の理由		特別控除額				
世帯を対象とする控除	(1)母子・父子世帯の場合	99万円				
	(2)就学者のいる世帯の場合 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	31万円		中学校	46万円
					自宅通学	自宅外通学
		高等学校	国・公立		39万円	69万円
			私立		88万円	118万円
		高等専門学校	国・公立 1～3年次		39万円	69万円
			国・公立 4・5年次		43万円	72万円
			私立 1～3年次		88万円	118万円
			私立 4・5年次		87万円	116万円
		大学	国・公立		74万円	121万円
			私立		133万円	180万円
	専修学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		専門課程	国・公立	36万円	81万円	
私立			102万円	147万円		
(3)障害者のいる世帯の場合	障害者1人につき(※障害者手帳の写し添付) 99万円					
(4)長期療養者のいる世帯の場合	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
(5)主たる家計支持者が別居している世帯の場合	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。					
(6)火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額。					
(7)本人を対象とする控除	39万円					

- 注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できる。  
 2 出願者本人分の控除については(7)を適用し、(2)には含めない。

## (2) 認定所得金額の算定方法

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者(収入金額が多い方)の収入金額には給与所得計算式(A)を適用し、従たる家計支持者(収入金額が少ない方)の収入金額には所得税法上の計算式(B)を適用します。父母一方のみが給与所得者の場合は、(A)を適用します。

区分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者①	① ≥ ②	(A)の表を適用
家計支持者②		(B)の表を適用

表3

給与所得計算式(A)

年間収入金額 (万円未満切捨て)	所得額 (万円未満切捨て)
267万円以下	0円
268万円以上 400万円以下	収入金額×0.8 -214万円
401万円以上 781万円以下	収入金額×0.7 -174万円
782万円以上	収入金額 -408万円

給与所得計算式(B)

年間収入金額 (万円未満切捨て)	所得額 (万円未満切捨て)
65万円以下	0円
66万円以上 163万円以下	収入金額 -65万円
164万円以上 180万円以下	収入金額×0.6
181万円以上 360万円以下	収入金額×0.7 -18万円
361万円以上 660万円以下	収入金額×0.8 -54万円
661万円以上 1,000万円以下	収入金額×0.9 -120万円
1,001万円以上 1,500万円以下	収入金額×0.95 -170万円
1,501万円以上	収入金額 -245万円

計算例 家族5人…父・母・祖母・本人(4月から高校)・弟(中学生)

所得額	父 : 年収 550 万円 × 0.7 - 174 万円 = 211 万円(表3) 母 : 年収 300 万円 × 0.7 - 18 万円 = 192 万円(表3)
控除額	本人 : 39 万円(表2)-(7) 弟 : 46 万円(表2)-(2)

認定所得金額(所得額-控除額) - 収入基準額(表1) = マイナスになれば基準内  
(211万円+192万円-39万円-46万円) - 570万円 = -252万円

# 奨学金手続きの流れ

## 01 準備

### 【申請者】

- 在学する学校、市役所本庁舎、行政センター、地区センター、市ホームページ等から「募集要項」及び必要書類（各種様式）を入手してください。
- 学校に「推薦調書（様式第2号）」の作成を依頼し、受領してください。

## 02 申込

### 【申請者⇒学校教育課】

- 募集要項P2参照の上、申請時必要書類を奨学生本人と保護者の**2名**で学校教育課窓口まで直接提出（※郵送不可）

## 選考・決定

### 【学校教育課⇒申請者】

- 日光市教育委員会事務局において、所得状況、推薦調書等を審査⇒市長が決定
- 選考結果を「貸付決定通知書」により申請者へ通知

1~3週間程度

## 03 貸付開始

### 【申請者⇒学校教育課】

- 奨学金貸付決定通知を受けた方は、指定する期限までに次の書類を学校教育課へ提出してください。
  - ① 誓約書（兼調査同意書）
  - ② 「在学証明書」（R7.4.1以降発行のもの）
  - ③ 保護者及び連帯保証人の「印鑑登録証明書」（R6.10.1以降発行のもの）
  - ④ 「支払金口座振替依頼書」

1ヶ月程度

## 貸付中

### 【学校教育課⇒申請者】

- 貸付時期四半期（3ヶ月分）or半期（6ヶ月分）で交付
- ※奨学生は、毎年4月に「在学証明書」を学校教育課に提出

## 04 貸付終了

### 【申請者⇒学校教育課】

- 貸付終了後、奨学生は保護者、連帯保証人と連署のうえ、「奨学金借用証書兼返還明細書」を償還開始前年度の指定期間内に学校教育課に提出

償還猶予措置  
1年間

## 05 償還開始

### 【申請者⇒学校教育課】

- 貸付期間の3倍に相当する期間内に、年賦、半年賦、月賦により、償還

## 06

償還終了